



長居検査員。おはようございます。
土木工事共通仕様書が10月1日に改訂になりましたが、
その主な内容について教えていただきたいのですが？

はい。わかりました。
主な点二点を紹介しましょう。
今年度、品質管理基準の試験頻度不足により不適合工事が発生しています。
発生要因の一つであるセメント・コンクリートの品質管理（スランプ試験、圧縮強度
試験、空気量測定）にかかる試験頻度が明確になりました。



どのような内容ですか？

平成31年4月1日以降適用は「1日1回以上または構造物の重要度と工事規模に応
じて20m³～150m³ごとに1回。」でしたが、10月1日以降適用では「工種毎に1
日1回以上または20m³～150m³ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施
する。



1工種あたりの総使用量が50m³未満の「小規模工種」についての変更は
ありますか？

変更はありません。
なお、重要構造物等（橋梁、杭類、函渠、高さ1m以上の擁壁、樋門、水門、内幅2
m以上の水路、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装など）に類する工種は、総使用量が
50m³未満の場合でも小規模工種から除かれます。
試験頻度は標準となるので注意が必要です。



護岸の法枠などで1日あたり1m³程度のコンクリート打設でも品質管理の
試験は必要なのでしょうか？

特記仕様書等で品質管理の試験頻度を規定していない場合は必要となります。
なお、受発注者間で試験頻度を協議している場合は、その試験頻度が適用されます。



わかりました。
もう一点はどのような内容ですか？

二点目は、「土木工事施工管理基準及び規格値」に「**施工箇所が点在する工事について、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定する**」旨が追加されました。



今までと何が変わるのですか？

例えば、2箇所に点在する舗装工事が1,500㎡と1,200㎡の場合、合計2,700㎡であるので、この工事の現場密度試験個数は、1,000㎡を超え3,000㎡以下の必要試験個数より3個としていました。

今後は**施工箇所毎に試験個数を設定するので、1,500㎡の箇所が3個、1,200㎡の箇所が3個となり、試験個数は合計6個となります。**



点在する工事であるとは何で判断するのですか？

土木工事の場合、特記仕様書で「**施工箇所が点在する工事の積算**」の対象工事であるかないかで判断することになります。



それでは出来形管理図表は、測定数が10点未満の場合は作成不要ですが、点在する工事の場合はどうなるのですか？

点在する施工箇所毎に10点以上あるかないかで判断します。



ありがとうございました。

●本日のポイント

- 1 セメント・コンクリートのスランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定
「工種毎に1日1回以上または20m³～150m³ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20m³～150m³の範囲は監督員との協議による。」
- 2 施工箇所が点在する工事
「**施工箇所毎に測定（試験）基準を設定する。**」

【関係資料】

- 1 土木部技術管理課ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員